特　記　仕　様　書

項　目	特　記　事　項
Ⅰ　委託概要	
1．委託業務名称	アナログ防災行政無線設備撤去業務委託
2．委託業務場所	桑名市多度町柚井　他　地内
3．委託業務概要	・防災無線設備撤去（鋼管柱2か所、基礎共） ・電気設備撤去（レフレックスホーンスピーカー、5素子八木空中線(アンテナ)、拡声受信機、外部接続箱、アース線、各配線共） ・撤去後埋戻し、原形復旧（アスファルト、土）
4．委託業務範囲	・防災無線設備撤去位置図による
5．委託業務期間	・契約の日～令和7年7月31日（現場施工については令和7年7月18日までとする）
Ⅱ　解体工事仕様	
1；一般事項	
1．共通事項	図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修 「建築物解体工事共通仕様書・同解説（最新版）」（以下「解体共通仕様書」という。） 「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「標準仕様書」という。） により、標準仕様書に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修 「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（最新版）」（以下「改修標準仕様書」という。） 及び三重県公共工事共通仕様書（最新版）による。
2．適用法令等	委託業務にあたっては、委託業務請負契約書、建築基準法、建設業法、労働基準法、 労働安全衛生法及び下記の法令及び関係法令に関する法律等の関係法令を遵守し施工し、 適正に処理すること。 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律(産廃法) ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・建設工事に係る資材の再資源等に関する法律 ・家電リサイクル法 ・公共工事の入札及び契約の適正化促進に関する法律及び関係法令を遵守すること。
3．適用範囲	1)この仕様書は、防災無線鉄塔撤去に係る業務に適用する。 2)この仕様書に規定する事項は、別の定めがある場合を除き、受注者の責任において履行すべきものとする。
4．官公署等への手続き	1)委託実施に必要な関係官公署等への手続きは、速やかに行う。これらの手続きに要する費用は受注者の負担とする。また、委託業務用電気･水道等の使用に係る費用は受注者の負担とする。 2)関係官公署、付近住民等に対して交渉を要するとき、又は交渉を受けたときは、速やかにその旨を監督職員に報告し協議する。 3)委託業務車両の設置等により道路使用許可が必要な場合は、申請手続きを行うこと。
5．提出書類等	1）契約上の提出書類 業務委託契約書、委託業務着手届、業務委託工程表（概要）、監理技術者等専任（変更）届 部分下請負業者届（下請負の内容共）、材料使用届等。 2）委託関係の提出書類 委託実施工程表、施工計画書、施工図、報告書、打合せ記録、マニフェスト、 その他監督職員の指示による。 3）完成書類 提出書類等は下記の他、委託業務契約後監督職員と打ち合わせの上、指示によるものとする。 委託業務完了後速やかに監督職員に提出すること。 委託業務報告書、委託業務写真（電子データ共）等。
6．現場における保管	建設廃棄物が委託現場から搬出されるまでの間、周辺の生活環境に影響を及ぼさないよう、 分別した種類ごとに適切に保管する。
7．ﾘｻｲｸﾙの優先順位	①発生材抑制の徹底　②再使用の徹底　③再資源化の徹底　④適正処分の徹底
8．運搬	1)建設廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物が飛散、又は流出しないよう、適切な構造の運搬車両を使用すること。 2)建設廃棄物を運搬車両に積込む場合には、分別した廃棄物が混合しないように適切な措置を講ずること。 3)運搬経路の適切な設定並びに車両及び積載量等の適切な管理により、騒音、振動、塵埃等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講ずること。
9．発生材の処理等	分別解体等の方法

工　程	作業の有無	分別解体等の方法	
造成等	・有　・無	・手作業	・手作業、機械作業の併用
基礎・基礎ぐい	・有　・無	・手作業	・手作業、機械作業の併用
上部構造部分・外装	・有　・無	・手作業	・手作業、機械作業の併用
屋根	・有　・無	・手作業	・手作業、機械作業の併用
建築設備・内装等	※ 有　・無	・手作業	※ 手作業、機械作業の併用
その他	・有　・無	・手作業	・手作業、機械作業の併用

・ 引渡しを要するもの
※ 廃バッテリー等発注者が指示するもので、発注者との協議により決定したもの

項　目	特　記　事　項
	※ 特別管理産業廃棄物　　※ 有（　廃バッテリー　）　・　無 処理方法（　発注者引渡し　） ・ 現場において再利用を図るもの　（　　） ・ 再資源化を図るもの ・ アスファルトコンクリート塊 ・ セメントコンクリート塊 ※ 引渡を要するもの、再資源化を図るものについては調書を作成し、監督員へ提出すること。 ※ 引渡を要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員に報告すること。 （マニフェストA、B2、D票を提示し、A、B2、D、E票の写しを提出すること。） ※ アスベスト含有が判明した等の場合、改標仕(9.1.3)に従い処理する。
10．住民等に対する周知･折衝	周辺住民や通行者に対し、必要に応じて、協力を求めるための広報等（住民説明、委託説明看板等）の措置を講ずること。 委託業務に当っての近隣との折衝は、次による。また、その経過について記録し、遅滞なく監督職員に報告すること。 1)地域住民等と委託業務上必要な折衝を行うものとし、あらかじめその概要を管理者･監督職員に報告する。 2)委託業務に関して、第三者から説明の要求又は苦情があった場合は、直ちに誠意をもって対応する。
11．周辺環境の保全	撤去に際して、騒音、振動、粉塵その他を考慮して周辺環境の保全に努める。
12．緊急事態の処理	緊急事態が発生したときは、速やかに最善の措置を行うと共に、管理者･監督員に連絡する。
13．保険等	以下の保険に付すこと 保険種別　―　関係保険(火災保険等) 保険期間　―　着手から完了期日まで
14．管理技術者･主任担当技術者	管理技術者は、現場に常駐し使用者の安全はむろんのこと、現場施工安全衛生管理を行い、事故･公害防止に努める。
15．建設材料等、下請け業者の選定	資材購入及び委託の一部を下請業者にて施工する場合は、業者の選択に際し、出来る限り市内業者を優先させる。 使用する材料及び機器等は、設計図書に記載されているもの及びＪＩＳ等の規格製品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を得ること。 使用する材料及び機器等は、施工前に見本・カタログ等にて監督職員の承諾を得て、施工すること。 製品選定に関しては、「三重県リサイクル製品利用推進条例」において三重県認定リサイクル製品として認定された製品をできる限り優先すること。
16．特別な工法	解仕、標仕、改修標仕に記載されていない特別な工法は、指定する工法とする
17．技能士	適用可能な職種においては資格を有する者を採用する。
18．施工図等の取扱	施工図等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。
19．軽微な変更	納まり、取合い等による取付方法等の変更については、監督職員の指示による。 この場合、請負金額の増減は行わない。
2；現場管理	
1．技術管理者等	建設リサイクル法に定められた技術管理者 解体工事業の登録業者にあたっては、工事現場における解体工事の施工の技術上の管理をつかさどる者で主務省令(平成13年5月18日国土交通省令第92号)で定める基準に適合するものを選任する。
2．施工管理	(a)委託業務に先立ち当該委託に係る立地条件、埋設物等を十分把握し、適切な施工管理体制を確立し、工程･安全･建設廃棄物処理等の施工管理を行う。 (b)委託業務の施工に携わる下請負人に、委託業務関係図書及び監督職員の指示を受けた内容を周知徹底する。 (c)解体施工に携わる下請負人が解体工事業の登録を行っている場合は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)で定める技術管理者について資格を証明する資料を監督職員に提出する。
3．建設副産物対策の責任者	次の(1)、(2)の責任者を選任し、適切な業務を行う。なお。責任者は、兼任することができる。 (1)建設副産物対策の責任者 建設副産物対策が適切に実施されるよう指導する者として、建設副産物対策の責任者を選任し、監督職員に報告する。 (2)特別管理産業廃棄物管理責任者 特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律137号以下「廃棄物処理法」という。)で定められた特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し、資格を証明する資料を管理者･監督職員に提出する。
4．関係書類の常備	委託業務に関わる関係書類は、監督職員が随時閲覧できるよう整理しておく。

項　目	特　記　事　項
5．現場周辺の清掃及び跡片付け	委託業務中は、現場周辺の清掃を十分に行うこと。又委託業務の完了時は、当該委託に関連する部分の及び清掃を行う。
6．搬出入経路の状況写真及び復旧	搬出入に使用するルート上の道路及び通路については、着手前・完了後の写真を撮影すること。 写真により舗装等の破損が確認され、委託業務における原因と判断された場合は、受注者において修理及び復旧を行うこと。
7．工事現場の安全管理	現場作業員、その他関係者の出入りを適切に管理し、火災･盗難･その他事故の防止に努める。 なお、関連工事がある場合は、関連工事請負者と綿密な連携をとるものとする。 委託業務の施工に関しては、近隣住民、通行人、近隣建物等へ支障にならないよう、事前の打合せを行い、安全性を留意し施工すること。又、必要に応じた仮囲い、養生等を行い、委託業務に伴う災害、安全防止に努めること。 受注者は、管理技術者等に、委託現場内において委託名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。（様式は、三重県　公共工事共通仕様書のとおり）受注者は、委託業務に係わる関係者に安全教育講習会等の研修を行い、安全についての教育を徹底させるよう努めると共に監督職員に報告書を作成して、提出すること。
3；施工	
1．施工	委託業務は、設計図書及び監督職員の承諾を受けた工程表、施工計画書、施工図等に従って行う。
2．実施工程表	1)着手に先立ち、実施に必要な工程表（以下「実施工程表」という。）を作成し監督職員の承諾を受ける。 2)実施工程表を補足する週間又は月間工程表及び工種別工程表は、監督員の指示により作成し提出する。
3．施工計画書	着手に先立ち、下記の事項を具体的に記した施工計画書を作成して監督職員に提出し、承諾を受ける。 a.仮囲い、仮設養生を含めた仮設計画図 b.業務の作業順序、工法等 c.発生材の種類、中間処理方法及びその場所、最終処分場及びその場所 d.発生材の再利用、再資源化 e.その他
4．施工図等	施工図等を必要に応じて速やかに作成し、監督職員の承諾を受ける。
5．事前調査等	1)取壊しに先立ち受注者において危険物、有害物等の調査、確認を行い、設計図書と異なる場合は監督職員の指示を受ける。 2)周辺の建物、構造物等で本委託業務により影響を受けそうなものについては、監督職員と協議の上、受注者において着手前に必要事項を調査記録しておく。 3)着手に先立ち、付帯工作物の調査を行う。
6．施工中の安全確保及び環境保全	建築基準法、労働安全衛生法、環境基準法、騒音規正法、大気汚染防止法、その他関係法令等に従い、委託業務に伴う災害の防止及び環境の保全に努める。 (a)建築基準法、環境基本法(平成5年法律第91号)、騒音規正法(昭和43年法律第98号)、振動規正法(昭和51年法律第64号)、大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)、廃棄物処理法、土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号。以下「資源有効利用促進法」という。)、建設リサイクル法その他関係法令等によるほか、(平成5年1月12日建設省経建発第3号。「建設副産物適正処理推進要綱」以下「副産物処理要綱」という。)に従い、工事の施工の各段階において、騒音、振動、粉塵、臭気及び大気汚染又は水質汚濁等の影響が生じないよう、周辺環境の保全に努める。 (b)建設事業及び建設業のイメージアップのために、作業環境の改善、作業現場の美化等に努める。
7．その他	1)委託中において設計図書と明らかに異なる状況のときは、ただちに監督職員の指示を受ける。又、設計図書に明示されていない事項でも、委託の性質上当然必要なものは、監督職員の指示に従い施工する。 2)受注者は、発生材の運搬ごとにマニフェスト伝票を発行し、廃棄物が適正に処理されたことを確認すると共に中間処理施設及び最終処分場の確認資料を添付の上、現場事務所に常備しておくこと。 3)現場内で使用する重機等は、低騒音、低振動、排出ガス対策型のものを使用する。 4)記録写真は、着手前、各施工段階、完了後にわたって工程写真を撮影し、随時閲覧できるよう整理編集する。 5)記録写真は、「工事写真の撮り方」(大臣官房官庁営繕部監修)に準じて行う。 又、提出した写真の所有権及び著作権は、市に帰属する。 6)基礎撤去後の整地は、原則原形復旧とするが、施工前に地権者及び職員と協議を行うこと。 7)基礎撤去によって周辺地盤に著しく影響を及ぼすことが想定される場合は、地権者及び職員と協議を行い、方針を決定する。

桑名市役所防災・危機管理課	Construction name アナログ防災行政無線設備撤去業務委託	Drawing name 特記仕様書（1）	Scale N.S	DWG.NO. A／1	R.7

特　記　仕　様　書

	項　　目	特　記　事　項
Ⅱ 解体工事仕様	**4 ; 仮設工事**	
	1．騒音･粉塵等の対策	騒音･粉塵等の対策は周辺に影響を及ぼさないよう、防音シート又は防炎シートにて随時行う。
	2．散水養生	(a)ブレーカー、穿孔機、破砕機、圧砕機等による粉塵発生部常時散水を行う。 (b)「転倒解体」を行う場合は、転倒解体箇所及びその周辺部に十分な散水を行う。 (c)車両等が現場外(道路)へ出る際には、洗浄を行う。道路等を汚した場合には速やかに清掃を行う。
	3．仮設事務所等	(a)受注者事務所：・設置（ 空地の一部を使用する ）⊙設置しない (b)仮設物等は、関係法令にしたがって設ける。 (c)委託現場の適切な場所に委託名称、発注者等を示す看板を設ける。 (e)委託業務完了までに仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃、地均し等を行う。
	4．用水	構内既存の施設：・利用できる（・有償　・無償）　⊙利用できない
	5．電力	構内既存の施設：・利用できる（・有償　・無償）　⊙利用できない
	6．仮囲い設置	⊙要　　・不要　　・その他（　　） 範囲：進入路、施工周囲他、道路面、及び安全上必要と思われる範囲とする。 構造：カラーコーン・コーンバー、防音シート(防炎1級)等 ※本工事の施工に当たり、付近住民、隣接建物、工作物、通行人に対して損害、危害を与えないように、必要な保護設備、警備員の配備を計画し、監督員及び各関係の承諾を得て実施する。万一損危害を与えたときは、速やかに応急手当、復旧工事をし、これに要した費用は請負業者の負担とする。 ※火災等防止のため、消火設備等を設けること。 ※作業終了後、施工箇所のの清掃を行い、委託業務による損傷部は完全に復旧する。 ※車両出入口の工事の際は車両が通行できるよう適切な養生を行うこと。
	7．その他	・委託業務に際しては、施工日、施工時間等を、監督職員との協議確認を行い施工すること。 ・委託業務施工の際、周辺施設等に損傷を与えぬ様配慮した養生等を行うこと。
	5 ; 撤去施工	
	1．事前措置	(a)無線鉄塔の撤去に先立ち、各種設備の供給が停止していることを確認する。 (b)電気設備のコンデンサ等は、残留電荷の確認を行い、必要に応じて放電する。
	2．解体手順	撤去手順は、次の(1)から(6)による。ただし、撤去施工の技術上これにより難い場合は手順を変更し、監督職員に報告する。 (1)舗装等　(2)鉄塔引き抜き　(3)作業場へ輸送　(4)作業場にて解体（電気設備、基礎等） (5)(2)引き抜き後埋戻し・整地　(6)コンクリート等打設 ※(1),(2),(3),(5)については作業当日に完了させること。
	3．電気設備	電気設備は、次の(1)から(6)に分別解体する。 (1)レフレックスホーンスピーカー　(2)5素子八木空中線(アンテナ)　(3)拡声受信機 (4)外部接続箱　(5)アース線　(6)配線等
	4．基礎等	基礎等は、騒音・振動等に配慮し、分別解体する。
	5．構内舗装等	(a)アスファルト及びコンクリート等は、分別解体する。
	6．整地･埋戻し・盛土	(a)解体後の敷地は、整地、砂利敷き等を行う。
	7．搬出入車両等	搬出入車両は4ｔ車までとする。（8ｔ・10ｔ車等不可）

項　　目	特　記　事　項
6 ; 建設廃棄物の処理	
1．適用範囲	解体工事に伴い発生する建設廃棄物の処理に適用する。
2．用語の定義	用語の意義は、次のとおりとする。 (1)「建設副産物」とは、解体工事に伴い得られるものをいう。 (2)「建設廃棄物」とは建設副産物で廃棄物処理法の規定による産業廃棄物のうち特別管理産業廃棄物を除くものをいう。 (3)「再資源化」とは、建設リサイクル法の規定による再資源化のうち、運搬を除くものをいう。 (4)「縮減」とは、建設リサイクル法の規定による縮減をいう。 (5)「再資源化等」とは、再資源化及び縮減をいう。 (6)「処理」とは、保管、収集運搬及び処分をいう。 (7)「処分」とは、「中間処理」、「再資源化」及び「最終処分」をいう。 (8)「中間処理」とは、最終処分又は再生利用するために行う破砕、焼却、溶融等の処理をいう。 (9)「最終処分」とは、廃棄物処理法の規定による最終処分のうち、再生を除くものをいう。 (10)「中間処理施設」とは、中間処理をするための施設をいう。 (11)「再資源化施設」とは、再資源化等をするための施設をいう。 (12)「最終処分場」とは、安定型最終処分場、管理型最終処分場及び遮断型最終処分場をいう。 (13)「マニフェスト」とは、廃棄物処理法の規定による産業廃棄物管理票をいう。
3．建設廃棄物の処理計画	建設廃棄物の処理に先立ち、種類別に具体的な処理計画を定め、施工計画書に記載する。 処理計画では、委託による処理又は自己処理の別を明らかにする。
4．工事現場内の保管	建設廃棄物の工事現場内の保管に当たっては、周辺の生活環境に影響を及ぼさないようにするとともに、分別した廃棄物の種類ごとに、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物保管基準」に従い保管する。
5．運搬及び処分の委託	(a)建設廃棄物の運搬及び委託契約は、廃棄物処理法の規定により、業者の異なるごとに、個別に書面で行う。 (b)建設廃棄物の運搬の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物収集運搬業者とする。なお、運搬途上で積替え保管を行う場合は、当該廃棄物の積替え及び保管の事業許可を確認する。 (c)建設廃棄物の処分の委託先は、廃棄物処理法で定める事業許可のある産業廃棄物処理業者とする。 (d)混合廃棄物の処分の委託先は、選別設備を有する中間処理施設又は、再資源化施設とする。 (e)建設廃棄物の処理の委託に当たっては、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。
6．発生材等の処置	解体、廃材等は構外に搬出し、関係法令等に従い適切に処置する。処理については、事前に「建設物廃棄物処分計画」、「再生資源利用促進計画書」等を監督職員に提出し、承諾を得ること。 撤去解体にあたっての騒音振動は、できるだけ少なくするよう注意し施工する事。 建設廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物が飛散又は流出しないよう、適切な構造の運搬車両を使用する。 残材撤去処分は重量でマニフェストを作成すること。また必要により協議を行い決定すること。
7．自己処理	(a)受注者等が自らその産業廃棄物を運搬する場合は、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等に従い実施する。 (b)受注者等は、現場内でコンクリート塊の破砕等の処理のため、廃棄物処理施設を設置する場合は、廃棄物処理法の規定による「産業廃棄物処理基準」その他関係法令等による他、必要に応じて、都道府県知事等の許可を得る。
8．再資源化等	(a)次の建設廃棄物は、再資源化する。 (1)建設リサイクル法による特定建設資材廃棄物 (2)金属類 (3)小形二次電池 (4)家電リサイクル法に該当する家電（運搬費、及びリサイクル料金は、工事金額に含む。） (b)再資源化した場合は、再資源化の方法、再資源化されたものの数量、受け入れ先等を記載した調書を管理者・監督職員に提出する。
9．再資源化完了報告書	特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、建設リサイクル法による「再資源化等完了報告書」又は、「建設リサイクル推進に係る実施事項について（建設リサイクルガイドライン）」(平成14年5月30日国営計第25号)による再生資源利用促進計画書(実施書)を管理者・監督職員に提出する。

項　　目	特　記　事　項

桑名市役所防災・危機管理課	Construction name アナログ防災行政無線設備撤去業務委託	Drawing name 特記仕様書(2)	Scale N.S	DWG.NO. A/2	R.7

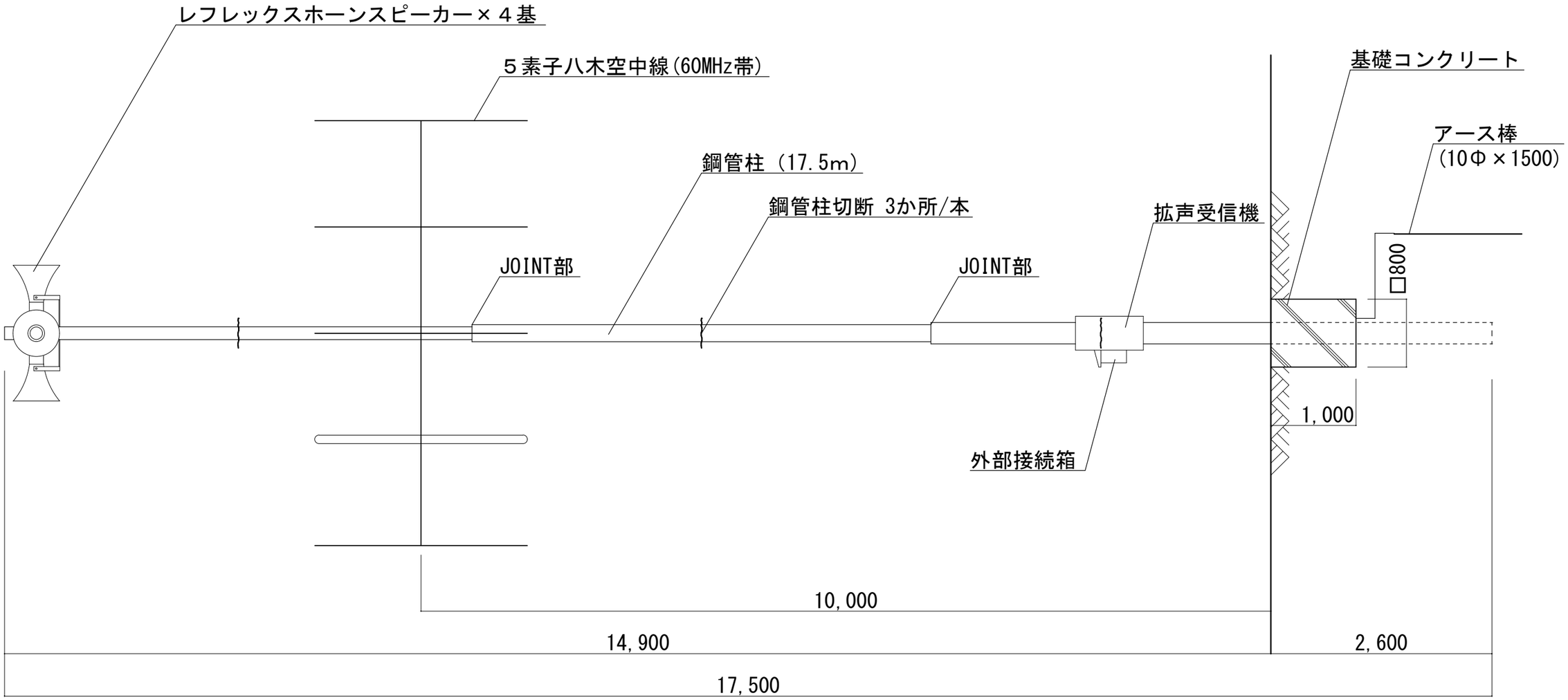

・基礎撤去によって周辺地盤に著しく影響を及ぼすことが想定される場合は
　地権者及び職員と協議を行い、方針を決定する。
・鋼管柱及び基礎撤去後の地盤は原則原形復旧とする。
　（アスファルト、土）
　※施工前に地権者及び職員と協議を行うこと。

桑名市役所防災・危機管理課	Construction name アナログ防災行政無線設備撤去業務委託	Drawing name 拡声子局装柱図（撤去図）	Scale 1/50	DWG.NO. A/3	R.7